

総務文教常任委員長報告

(R 7. 3. 2 6)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

まず、**第41号議案 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定**については、深夜勤務等の免除の対象となる職員の範囲を小学校就学前の子に拡大するなど、職員の勤務環境の向上を図るものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第42号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定**については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、その引用箇所を改正するものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第43号議案 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提**

供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、該当条文の引用箇所を改正するものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第44号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例の規定整備等を図るものであります。**

別段異論なく、採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第45号議案 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、該当条文を引用する3つの条例について、規定整備を図るものであり、**

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第46号議案 亀岡市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を増額するとともに、市民だけでなく本市内に勤務する者も入団可能とするなど任命条件の対象を広げるものであります。**

審査の過程において、消防団員報酬の段階的な引上げについて、交付税措置されることから国の示す基準まで一気に引上げはできないものか、また、団員の分限処分規程の創設について、どういった場合に免職できるのかなどの質疑があったほか、学生消防団員の加入促進を検討するように意見がありました。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第47号議案 亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を設けるものであり、**

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第58号議案 財産の取得**については、地域防災力の向上を目的に、新たな防災拠点施設整備事業用地として、余部町において土地を取得するものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第59号議案 辺地総合整備計画の策定**については、辺地対策事業の活用による地域の活性化を進めるため、東別院町湯谷における令和7年度以降の計画を策定するものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○トイレ・校舎改修を計画的に実施

一般会計補正予算
(第7号)可決
(全員賛成)

・学校建設事業費
小学校費 3億
9346万9千円増
中学校費
6533万円増
城西小学校の長寿命
化工事および南桑中学
校のトイレ改修工事を
実施する。

○団員確保へ、処遇や要件を改善

亀岡市消防団条例
の一部改正 可決
(全員賛成)
亀岡市消防団員退
職報償金条例の一
部改正 可決
(全員賛成)

部長、班長及び団員
の報酬を増額するこ
とに、亀岡市在勤者の
入団も可能とする。ま

【主な質疑】

問 トイレの改修が
未実施の学校数は。

答 小・中学校合わせ
て7校である。

問 全学校における
長寿命化工事の完了予
定は。

答 長寿命化改修計
画では2030年まで
に完了としている中で、
予算の平準化を図りな
がら進めていく。

た、消防団員退職報償
金の勤務年数区分に、
35年以上の区分を新設
する。

【主な質疑】

問 消防団員報酬が
段階的に増額されてい
るが、いつまでに国の
示す金額まで引き上げ
られるのか。

答 令和9年度には
満額まで引き上げたい
と考えている。